

令和7年度 呉市環境配慮型農業推進事業（堆肥投入事業）募集要項

1. 制度概要

農業生産において堆肥等の投入は、化学肥料の使用量削減、温室効果ガスの排出量の削減、土中への炭素の貯留、農地の生産力向上を図ることにつながります。環境に配慮した農業生産活動を推進するため、農産物を販売する目的で耕作する農地に堆肥を投入する場合、その購入費の一部を補助します。

2. 補助内容

（1）補助対象者

次の条件をすべて満たすものとします。

- ア 呉市内在住または呉市内で耕作し、販売を目的として米、野菜、果樹、花き等の栽培を行っている農業者
- イ 堆肥を投入する農地面積の合計が10a以上で、所有農地または農地法もしくは農業経営基盤強化促進法に基づいた貸借等の手続きを完了している者
- ウ イの農地に10aあたり1t以上の堆肥を投入すること
- エ 市税を滞納していない者
- オ 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

（2）補助対象期間

交付決定通知日から令和8年2月28日まで

（3）補助対象経費

補助対象期間中で、事業の交付決定通知日以降に購入する堆肥の費用の内、運搬費、散布代を除いた額を補助対象経費とします。

※事業の交付決定前に購入した堆肥は補助の対象となりません。

（4）補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内または1トン当たり補助額が2,500円のいずれか低い額（百円未満切捨て）です。

（5）補助金の交付額算定について

補助金に係る消費税仕入額控除税額を含めないものとします。ただし、消費税等仕入控除税額の仕入に係る税額控除を行わないことが明らかな場合（消費税及び地方消費税の申告予定がない場合、又は簡易課税により申告予定の場合）は、補助金の交付金額算定において、補助対象事業に要する費用に消費税等相当額の全額を含めることができます。

（6）申請受付期間

令和7年6月2日から令和8年2月27日まで

3. 申請書類の提出等

(1) 申請書類の提出について

- ア 別記提出書類一覧に記載の書類を持参又は郵送により提出してください。
- イ 令和7年度内に行える補助金の申請は1事業者1回に限ります。
- ウ 受領後、不備や記入漏れがあった場合は再度提出していただくことがあります。

(2) 申請から事業完了までの流れ

- ① 堆肥を投入する農地を選定してください。
- ② 堆肥購入予定の販売業者から投入予定堆肥の見積書をもらってください。
- ③ 堆肥の購入前に申請書、投入予定堆肥の見積書の写しなど必要書類を呉市に提出します。
- ④ 呉市から事業の決定を通知します。
- ⑤ 堆肥を購入してください。販売業者から購入堆肥の納品書、請求書をもらってください。
- ⑥ 提出時に申請した農地に堆肥を投入します。
- ⑦ 販売業者に支払いをし、領収書をもらいます。
- ⑧ 実績報告書、購入堆肥の納品書、請求書、領収書の写しなど必要書類を呉市に提出してください。
- ⑨ 呉市が実績報告書を審査し、補助金額を確定して補助金交付請求書を送付します。
- ⑩ 補助金交付請求書に必要事項を記入の上、提出してください。
- ⑪ 呉市が補助金をお支払いし、事業完了となります。

(3) 申請時の留意事項

- ア 必要に応じて、追加の書類の提出及び説明等を求めることがありますので、申請書類の提出は余裕をもって行ってください。
- イ 書類作成に係る経費は、申請者の負担となります。また、提出された申請書類は返却しません。
- ウ 提出する書類は写しを必ず保管してください。

(4) その他

- ア 必要に応じて現地調査を実施することがあります。
- イ この募集要項に記載のない事項は、呉市環境配慮型農業推進事業補助金交付要綱及び呉市補助金等交付規則に定めるところによるものとします。

(5) 申請書類の提出・問い合わせ先

呉市役所農業振興センター又は農林水産課に持参又は郵送により提出してください。
また、お問い合わせについては農業振興センターへお願いします。

〈農業振興センター〉

〒737-0163

呉市郷原野路の里2丁目3-2

担 当 田 中

電 話 0823-77-0374

FAX 0823-77-1026

E-mail green@city.kure.lg.jp

申請時の提出書類一覧

提出書類		部数	書類入手先
1	呉市環境配慮型農業推進事業補助金交付申請書	1 部	呉市HP 農業振興センター 農林水産課
2	事業計画書	1 部	
3	収支予算書	1 部	
4	事業を実施する農地が、所有農地であること、もしくは貸借の場合は農地法または農業経営基盤強化促進法に基づいた貸借が完了していることがわかる書類（例：農地台帳の写しなど） ※提出日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。	1 部	農業委員会等
5	購入予定の堆肥の見積書（堆肥代、消費税、運賃、散布代の内訳のわかるもの）	1 部	販売業者
6	納税証明書（市税の滞納のない証明書）の写し ※提出日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。	1 部	呉市役所（市民税課、市民窓口課） 各市民センター
7	暴力団排除に関する誓約書	1 部	呉市HP 農業振興センター 農林水産課